

## 第1章 計画策定の主旨等

### 第1節 計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢社会が本格化する中、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、区が目指すべき目標を定め、その実現に向けて中期的な視点から取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成24～26年度）は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年（2015年）の練馬区が目指すべき高齢社会を念頭に置いて策定した、第3期・第4期計画の理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況を踏まえ、平成27年に至る最後の3年間に取り組むべき施策を示しています。

同時に、第5期計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症対策の充実、②医療との連携、③高齢者の住まいに係わる施策との連携、④生活支援サービスの充実といった事項への取り組みを充実強化させる最初の3年間となります。

### 第2節 計画の位置付け

#### （1） 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が基本指針を定め、それに沿って区市町村、都道府県が計画を策定します。

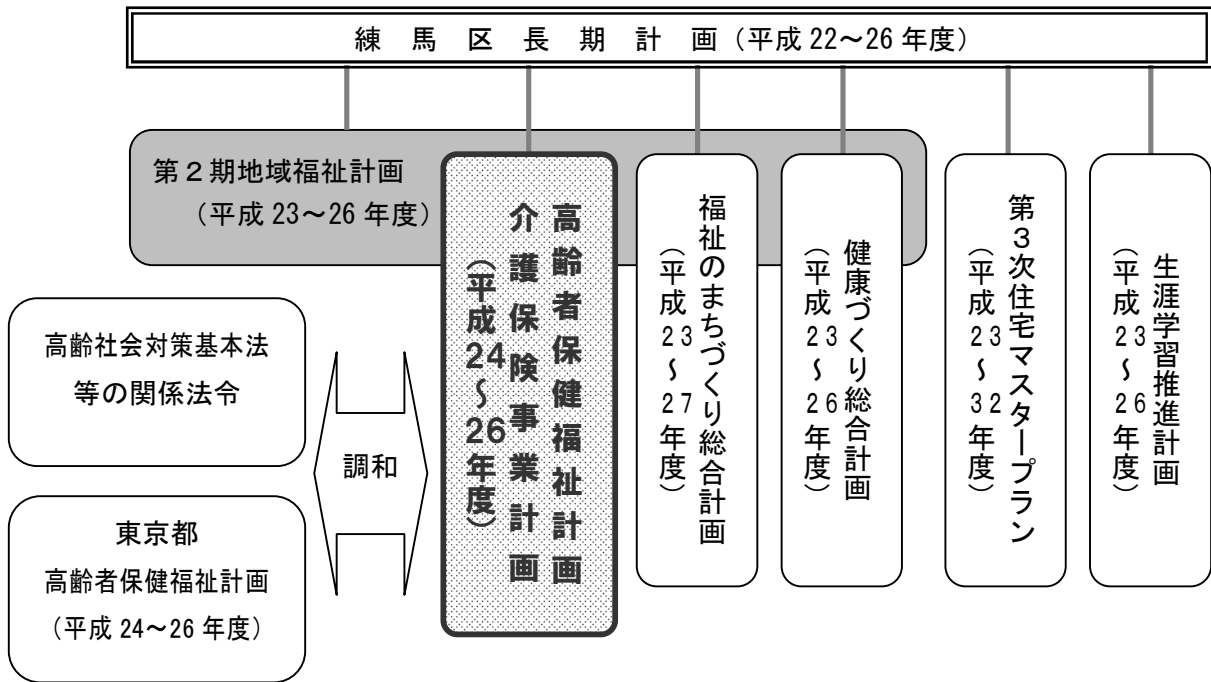
平成18年度からは、保険料の財政均衡期間との整合性から、3年を1期として策定します。

区では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

第1章 計画策定の主旨等

(2) 他の計画等との関係

本計画は、区の長期的・総合的な計画である長期計画(計画期間：平成 22～26 年度)の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置付けられるとともに、次の関連計画との整合性を保っています。また、高齢社会対策基本法等の関係法令の主旨や、東京都高齢者保健福祉計画と調和を図りながら策定しています。



第3節 計画期間

計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年です。計画の最終年度の平成 26 年度に見直しを行い、平成 27 年度を計画の始期とする第 6 期計画を策定する予定です。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第5期								
		見直し	第6期(予定)					
				見直し	第7期(予定)			

**第4節 計画策定までの経過****(1) 区民等の意見の反映 (155 ページ～参照)**

区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案の段階で区民から意見を募集し、計画への反映に努めています。

**(2) 区庁内組織による検討 (164 ページ～参照)**

計画策定にあたり、区職員から構成される第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、検討を行いました。

**第5節 計画の実施・評価****(1) 計画の実施**

本計画の着実な推進を図るためには、区民、関係機関、区がそれぞれの役割を認識し、相互に連携するとともに、目標を共有しながら協働して進めていくことが必要です。そのため、本計画について、区民をはじめ、関係機関に広く周知し、施策の円滑な実施に向け、理解と協力が得られるよう努めます。

また、保健・福祉・医療の連携はもとより、文化、スポーツ、まちづくりなど様々な分野との連携も強化し、総合的な取り組みを推進していきます。

さらに、施策の効果的な展開を図るために必要な制度改正や財源確保については、他の自治体とも連携を図りながら、国や都に要望していきます。

**(2) 計画の評価**

第5章に掲載の施策および事業の達成度については、毎年度、区が実施している「行政評価制度」を活用することにより、その把握に努め、次年度以降の見直し等につなげていきます。

また、個別事業のうち介護保険に係るものについては、「介護保険運営協議会」等においても、進捗状況の点検、評価を行っていきます。

**第6節 日常生活圏域と高齢者相談センター(地域包括支援センター)**

第3期計画から、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、身近な地域で必要なサービスが提供される体制を目指し、「日常生活圏域」を設定しています。日常生活圏域とは、当該地域の地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案したもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、日常生活圏域ごとに定めています。

練馬区では従来から、福祉施策を効果的に推進するため、練馬、石神井、大泉、光が丘と、区内4か所に福祉事務所を設置し、総合福祉事務所体制をとっています。これを踏まえ、総合福祉事務所の管轄と同一の区域を日常生活圏域としています。

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康保持と生活の安定を目的として各種支援を行うため、日常生活圏域ごとに設置される拠点です。

練馬区では、総合福祉事務所に地域包括支援センター本所を設置し、区直営により運営しています。加えて、区内22か所(平成23年度末時点)に地域包括支援センター支所を設置し、本所・支所が連携することで効果的な支援を目指しています。

また、地域包括支援センターという名称は、分かりにくく固い印象を与えるため、高齢者相談センターという練馬区独自の呼称を用いています。

第5期計画においても第4期計画に引き続き、現行の日常生活圏域の設定を継続し、各種サービスの整備を進めるとともに、高齢者相談センターの設置数等については、十分なサービス提供が可能となるよう、見直していきます。

**日常生活圏域の区分および高齢者相談センター所在地**

